

人権啓発 センター だより



第71号 12・20発行
2022（令和4）年



©Team Beppyon

発行 別府市人権啓発センター
〒874-0919 別府市石垣東10丁目7番5号
TEL 0977-23-6163
FAX 0977-23-6226
E-MAIL beppu-jinken@tuba.ocn.ne.jp

10月・11月の主な活動の様子

第6回 じんけんふれあい教室

11月8日（火）の第6回は、木村 瞳さんを講師にお迎えして『しめ縄づくり』教室を開催しました。水引、平梅結び、折り紙を使い、皆さん思いの形を作り、出来上がった作品は、とても色鮮やかな素敵なものばかりでした。

参加して下さった皆様、誠にありがとうございました。

1月10日（火）の第7回と2月14日（火）の第8回は、「布ぞうりづくり（2回連続シリーズ）」教室を開催します。ぜひご参加ください。

第4回 人権ミニ講座

10月20日（木）の第4回は、大分県人権問題講師団の柳井 信一さんを講師にお迎えして『「部落差別の解消について考える」～いのち・つながる・つなぐ～』と題し、部落差別問題についてお話をしていただきました。

すべての人を個人として尊重し、思いやりの心をもって助け合う態度を育て、ともに生きる人間の心の育成を目指す「心のユニバーサルデザイン」について、さらに部落差別をなくし誰もが「しあわせ」に暮らすためには、差別する側にいる私たち一人一人が、正しい知識を身につけ、相手の立場に立って考える事が大切であるとお話していただきました。

また、部落差別問題の現状と課題もお話していただき、改めて身の引き締まる思いです。お話の途中には手品やクイズもあり、笑い声のある講座となりました。

今年度の人権ミニ講座は、第4回で終了となります。

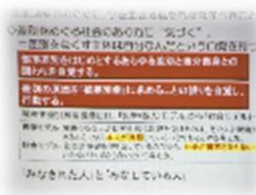
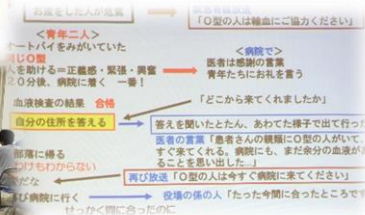
参加して下さった皆様、誠にありがとうございました。

第4回 市民人権講座

10月26日（水）の第4回は、大分県人権教育・啓発推進協議会人権啓発講師の一法師 英昭さんを講師にお迎えして『今を生きる私たち 部落差別、なぜ、ありえないものが、ありつづけるのか？』と題し、前回に引き続き、部落差別問題についてお話をしていただきました。

「部落差別をはじめあらゆる差別の解消のためには、差別をめぐる社会のあり方に自ら気づき、差別をなくす主体は自分であるという自覚を持つことが大事である。また、自分自身や家族を『差別者』『被差別者』にしないためにも、過去の間違った価値観に毒されていないか自問自答することが大切である。」とお話していただき、改めて自分自身に問いかける講座となりました。

参加して下さった皆様、誠にありがとうございました。



第5回 市民人権講座



11月22日(火)の第5回は、別府市視覚障害者協会会長の高橋勇さんを講師にお迎えして『視覚障がい者の人権問題』、別府さつき会の佐藤会長、同会の大野会員を講師にお迎えして『精神障がい当事者と家族への偏見について』と題し、障がい者の人権問題についてお話をいただきました。高橋さんは、幼少期の緑内障が原因で視力を失い、現在に至るまで「字が書けない、字が読めない」事などを理由に数えきれないほどの受けてきた差別や思いをお話してくださいました。

佐藤さんは、統合失調症の症状や治療方法、心の病を一度患うと、生活する上で家族のサポートが必要不可欠であることや、一生涯にわたり薬を飲み続けたいいけないリスクがあること、また統合失調症は確率は低いですが遺伝性があることなどを詳しくお話しくださいました。

大野さんは、20代の時に心の病を発病して、病気により自分でも予期せぬ言動や投薬によるひどい副作用に長年悩まされてきた事や、ある心療内科の先生との出会いにより症状が少しずつ軽くなってきていて、最近では障がい者就労施設で温かい職員やたくさんの仲間と過ごしている事をお話しくださいました。

参加して下さった皆様、誠にありがとうございました。

1月25日(水)の第6回は、「子どもの人権問題」についての講座を開催します。ぜひご参加ください。

12月4日～10日は「人権週間」です。

世界人権宣言は、1948(昭和23)年12月10日の国際連合第3回総会において、全ての人民と国とが達成すべき共通の基準として採択されました。この宣言は、基本的人権尊重の原則を定めたものであり、初めて人権保障の目標や基準を国際的にうたった画期的なものです。採択日である12月10日は、「人権デー(Human Rights Day)」と定められています。

日本では、この日に先立つ1週間を人権週間としていて、大分県内をはじめ全国各地で、さまざまな人権啓発活動が行われています。

この機会に、皆さんも「人権」について改めて考えてみませんか？



12月10日～16日は「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です。

北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、2006(平成18)年6月に、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国及び地方公共団体の責務等が定められるとともに、毎年12月10日から同月16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされています。

日本の喫緊の国民的課題である拉致問題の解決を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、私たちがこの問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。

～1月・2月の行事予定～

★ 市民人権講座 ★

1月25日(水) 10:00～12:00

「子どもの人権～児童養護施設からみえるもの～」

(子どもの人権問題)

(講師) 社会福祉法人別府光の園統括施設長

松永 忠さん

2月22日(水) 10:00～12:00

「性的少数者について」(性的少数者の人権問題)

(講師) NPO 法人アンリッシュ事務局長

大久保 和則さん

★ じんけんふれあい教室 ★

1月10日(火) 10:00～12:00

2月14日(火) 10:00～12:00

「布ぞうりづくり」教室(2回連続シリーズ)

(講師) ものづくり同好会の方々

